

戦争か平和かの岐路――

憲法を守りいかし、共同の力で、
平和と人権、
豊かなくらしの実現を

日本国憲法第九条

〔戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認〕

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



ジェノサイドをとめる！イスラエルに制裁を！パレスチナの抵抗に連帯を！10・7全国アクション@渋谷「パレスチナに平和を！緊急行動」などが呼びかけ、2025年10月7日、東京。



写真提供：しんぶん赤旗

戦争か平和かの岐路―― 憲法を守りいかし、共同の力で、 平和と人権、 豊かなくらしの実現を

頒 価 100円
発行日 2025年11月20日(第5版第1刷)
発行者 憲法会議(憲法改悪阻止各界連絡会議)
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町
2-32 金子ビル103
TEL 03-3261-9007
FAX 03-3261-5453
E-mail mail@kenpoukaigi.gr.jp
URL <http://www.kenpoukaigi.gr.jp/>

●憲法会議 会員・『月刊憲法運動』『憲法しんぶん』 読者募集中です。

―憲法のじゅうりん許さず、守りいかす「憲法運動」を一緒に取り組みましょう―

特別協力会員

年会費1万円(『月刊憲法運動』『憲法しんぶん』提供)

個人会員

年会費3,600円(『憲法しんぶん』提供)

※メーリングリストに登録した会員には憲法しんぶん速報版を配信

『月刊憲法運動』

(年10回発行) 定期購読 年間購読料4,700円

『憲法しんぶん』

(年10回発行) 定期購読 年間購読料900円

『月刊憲法運動』『憲法しんぶん』併読

年間購読セット料金5,000円(送料含む)

●憲法会議の50年、60年に触れてみませんか(憲法会議の書籍紹介)

「いまこそ、改憲はばむ国民的共同を―日本国憲法のあゆみと憲法会議の50年」(2015年刊1,540円(税込、送料別))

「『月刊憲法運動』／憲法会議60年特別号 被ばく・敗戦80年、戦争法10年、歴史は憲法実現を求めている―故川村俊夫さんを偲びつつ」(2025年刊600円(税、送料込))

憲法会議

目次

◆はじめに	3
◆国民が支持してきた日本国憲法の特徴	
Q1 「国民主権」とはどういうことですか？	4
Q2 日本国憲法が「平和憲法」と言われるのは、なぜですか？	4
Q3 「基本的人権」が憲法に書かれているのはなぜですか？	5
Q4 国民は「憲法改正」を願っているのでしょうか？	6
Q5 度重なる「憲法改正」の動きは？その結末は？	7
◆虎視眈々と改憲狙う勢力の動き	
Q6 参院選挙で改憲派が3分の2を維持しましたが、改憲への影響は？	8
Q7 自民党は、「改憲4項目」を掲げてきましたが、いまはどんな改憲を狙っているのですか？	8
Q8 参院選挙で台頭した参政党はどんな改憲案を掲げていますか？	9
◆憲法改正の手続きは	
Q9 国民投票など、憲法改正の手続きはどうなっていますか？	10
Q10 国民投票で改憲反対の意思を示せばよいのではないですか？	10
Q11 憲法改正は食い止められますか？	11
◆急激な大軍拡・戦争する国づくりは許せない	
Q12 防衛費がGDP比2%43兆円へと大幅に膨張したとされていますが？	12
Q13 軍事費が増大することで国民生活への影響はどうなりますか？	13
Q14 どうして米国の要求を拒否せず、日本政府は従ってしまうのですか？	13
Q15 増額した軍事費は何に使われていますか？	14
Q16 中国が台湾を武力統合し日本にも攻めてくるとは本当ですか？それは避けられますか？	15
Q17 戦争で他国に勝てる軍備を持てば日本の平和は守れるのですか？	16
Q18 なぜ日本は戦後80年間戦争に直接参加しないですんだのですか？	17
●改憲でなく、憲法をいかすとりくみを	
・平和でこそ商売繁盛 戦争準備より安心・安全な暮らしを 全商連	18
・「教え子を再び戦場に送るな」子どもと教育と平和を守ろう 全教	18
・無差別・平等の医療と福祉の実現をめざして 民医連	19
・「私の生き方は私が決める」選択的夫婦別姓、ジェンダー平等実現を 婦人民主クラブ	19
・被爆者にとっての日本国憲法 被団協	20
・えん罪被害者を救済する再審法改正 国民救援会	21
・「いのちのとりで裁判」のたたかい 全生連	21
・最低賃金のたたかい 最低賃金全国平均1,000円超す 全労連	22
・青年たちのとりくみ 若い仲間と憲法を語ろう～「憲法トーク」のとりくみから	22
◆憲法会議は結成60年を迎えました	
これからの「憲法のじゅうりん許さず、憲法を守りいかす『憲法運動』」に邁進します。	23

はじめに



写真提供：東京憲法会議・田中華史氏

「未来は変えられる！戦争ではなく平和なくらし！2025 憲法大集会」フラカードを掲げ、憲法守れと訴える参加者。2025年5月3日、東京・江東区。

憲法を守り・いかし、世論と運動で高市政権を包囲しよう

2025年は戦後・被爆80年、そして安全保障関連法（戦争法）強行成立から10年を迎えました。2015年9月19日、安倍政権は歴代内閣が否定してきた集団的自衛権の行使ができるよう安保法制を国民の反対を押し切って成立させました。

安保法制廃止を求めて、すぐに「総がかり行動実行委員会」と「9条改憲NO!全国市民アクション」は、毎月19日を中心に抗議行動を続けています。それは全国各地に広がり、長年にわたり国会で改憲派が3分の2を占めるもとでも改憲を許さず、衆院でも参院でも自公と党過半数割れに追い込む確かな力となりました。

2024年10月の衆院選に続き2025年7月の参院選でも与党過半数割れとなったものの、改憲勢力は3分の2を維持し、さらに排外主義を掲げる参政党が台頭しました。

2025年10月21日の臨時国会で、安倍政治の継承を掲げる改憲・タカ派の高市早苗氏が首相に選出され、自民・維新の会による連立政権が誕生しました。

両党の合意文書には「憲法9条改正に関する両党の条文起草協議会を設置。緊急事態条項について、両党の条文起草協議会を設置し、26年度中に条文案の国会提出をめざす。衆参両院の憲法審査会に条文起草委員会を常設する」と書かれています。

そればかりではありません。衆院議員の比例定数削減や、スパイ防止法の制定もかかっています。

憲法は新たな危険な情勢を迎えています。いまこそ、改憲反対の市民の強固な共同の輪をさらに広げて、憲法を守り・いかすために一緒に声をあげましょう。

国民が支持してきた日本国憲法の特徴

Q1 「国民主権」とはどういうことですか？

A 「国の政治のあり方を最終的に決める権利は国民にある」という考え方です。

国政は国民のものであって、選挙で選ばれた議員は権限を託されているにすぎず、憲法に従って国を運営しなければなりません。国民は憲法に従った国の運営を求めることができます。憲法を守る義務は国民ではなく、国家権力を担う者に憲法を尊重擁護する義務があります（第99条）。憲法は「権力を縛るもの」であり、権

力者に対する国民の命令書なのです。

戦前の憲法（大日本帝国憲法）は天皇が主権者であり、政治をはじめ、外国との交渉や軍の指揮など、あらゆる権限を持っていました。国民は家来（臣民）として天皇に尽くすことが求められ、反対する人たちは厳しく弾圧されました。そうした国のあり方が、戦争につながっていきました。

Q2 日本国憲法が「平和憲法」と言われるのは、なぜですか？

A 戦争を放棄し、平和を守ることを明確に定めているからです。

第9条は第1項で戦争そのものを放棄し、第2項で軍隊を持たず、戦争をする権利も放棄しています。また、前文では「平和のうちに生存する権利」が謳われ、国際紛争を話し合いで解決する考え方を明確にしています。戦後80年の今日に至るまで、日本は戦争に加担することはありませんでしたが、戦争をしたり、戦争に巻き込まれたりすることはありませんでした。

先の戦争での日本の死者は約310万人と言われ、国民は人的・物的・精神的に甚大な被害を受けました。また、日本が侵襲したアジアでは死者2,000万人以上の犠牲を出しました。その反省に立てできた憲法だからこそ、平和主義が憲法の大きな柱になり、「2度と戦争はいやだ」という国民から歓迎されるとともに、世界に向



文部省『あたらしい憲法のはなし』

かって日本の立場を表明するものになりました。再び戦争の惨禍を繰り返さないという強い決意が込められた憲法なのです。

Q3 「基本的人権」が憲法に書かれているのはなぜですか？

A 基本的人権はすべての人が個人として尊重され、自由で平等に生きるための土台だからです。

多様な人権が第11条以下に書かれているのは、そうした「人間が人間らしく生きるための最低限の約束」を国家に守らせるためです。基本的人権は「生まれながらにして持つ権利」ですが、それが憲法に書かれていることが重要で、国民が命やくらしを守る要求の実現を求める拠り所になっています。

戦前の憲法は基本的人権という考え方がなく、国民（臣民）は「法律の範囲内」でしか権利が与えられていませんでした。言い換えれば、法律をつくれればいくらでも人権を制限できたのです。自由や権利を主張したり、戦争を批判する者は死刑を含む刑罰を定めた治安維持法で徹底的に弾圧されました。国家の都合で権利を奪

憲法は誰が守るべきものでしょう？

1947年に文部省が発行した教科書である『あたらしい憲法のはなし』は、「これからは、国民が自分たちの代表を選んで、政治を行わせるのです」と国民主権をわかりやすく書き、「このように大事な憲法は、天皇陛下もこれをお守りになりますし、国務大臣も、国会の議員も、裁判官も、みなこれを守ってゆく義務があるのです」と書いています。

われた多くの人が苦しみ、言論の自由や思想の自由が制限され、やがて戦争に突入していきました。その教訓から「二度と同じ過ちを繰り返さない」ために人権を守ることが最優先とされたのです。



写真提供：日本国民救援会

袴田巖さんは、1966年の「袴田事件」で死刑判決が確定。2024年に再審無罪判決を勝ち取るまで、半世紀以上にわたり人権を侵害され続けた。写真はボクシングの日イベント2014年5月19日。

Q4 国民は「憲法改正」を願っているのでしょうか？

A 憲法施行以来、国民の多くは改憲を望んでいません。

憲法についての考えや「憲法改正」、「9条改正」などに関する世論調査は、現在も過去も多くの国民が「改正は必要ない」としており、「改憲」を切実な課題とはしていないことを示しています。

NHKは2025年5～6月、「戦後80年世論調査」を行いました。(右図参照)

「憲法改正の必要がある」という世論は、「必要はない」と「どちらともいえない」と合せた世論に比べ少数です。憲法9条が、日本の平和や安全に貢献していると高く評価され、「9条改正の必要がある」という世論は、「必要はない」、「どちらともいえない」と合せた世論に比べ圧倒的少数となっています。中でも中・高校生の世論は、「9条を変える必要はない」が53%となっています。

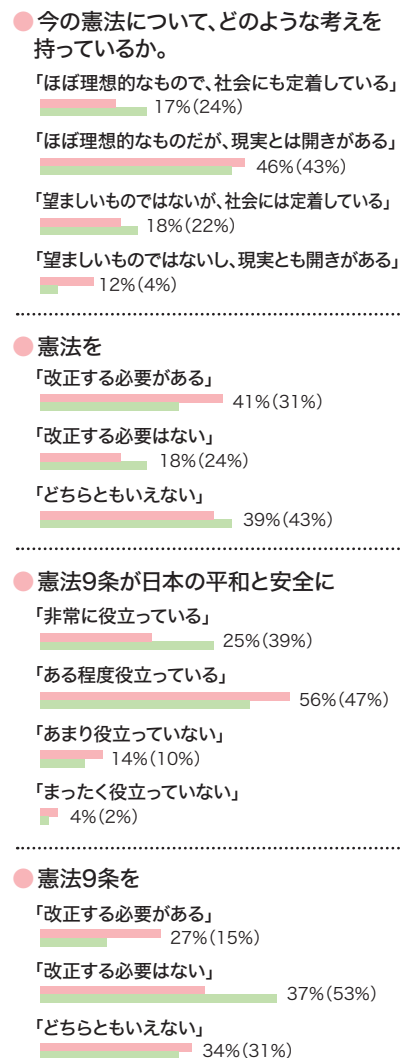
「憲法は社会に定着している」とする一方で「憲法と現実には開きがある」が多数になっています。憲法に基づき憲法がいきる社会を作っていくことが課題です。

憲法公布直後の1946年に新日本輿論研究所が実施した世論調査では、「新憲法に心から賛成」が57.4%、「反対」が41%でした。

国民は「憲法改正」など望んでいないことは世論調査でも明らかです。高市政権発足後の共同通信の調査(10月21日、22日)で、「首相が最も優先して取り組むべき政策課題は？」と12項目を並べた問いに、「憲法改正」は2.5%(第1位は「物価高対策」38.9%)にすぎません。日経新聞の調査(10月24日～26日)では11%と最下位(9項目から複数選択可、第1位は「物価対策」56%)です。

NHK 戦後80年世論調査から (憲法部分のデータ)

■ =全国 ■ ()内=中・高校生



Q5 度重なる「憲法改正」の動きは?その結末は?

A 憲法自体の「力」と国民的な世論、憲法を守りいかす運動が改憲策動をことごとくはね返しています。

「憲法改正」の動きは1948年の、日本を反共産主義の防波堤にしようと再軍備を求めるアメリカ発のものが最初でした。「自主憲法制定」を党是にして自民党が結党されて(1955年)以降、自民党を中心にして明文改憲の企みが繰り返されてきました。

ところが「任期中に改憲」を掲げた安倍晋三首相が、国民投票法を強行(2007年)して改憲の準備までしたのに、「世論が十分盛り上がりなかった」(2020年8月28日)と白旗をあげて退陣しました。

歴代自民党政権を先頭に、さまざまな口実で「憲法改正」が謀られてきました。一方で、自民党政権は憲法の「解釈」を変えて憲法の実質的破壊(壊憲)を強行し続けています。

しかし憲法は健在です。憲法は、憲法自身がもつ国民の間に定着している「力」と憲法を守りいかす国民の世論と運動で守

られてきました。

2014年12月に「戦争させない・憲法9条壊すな!総がかり行動実行委員会」、その後「9条改憲NO!全国市民アクション」が結成されました。九条の会を含めた市民・労働組合・政党による歴史的・画期的・大規模な共闘組織が、持続的、全国的運動に発展し、宣伝・対話・署名運動などを展開して、改憲反対など各種署名数千万人分を国会に提出するなど改憲勢力を追い詰めてきました。2016年以降の国政選挙では、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合(市民連合)」が、市民と野党の結束を呼びかけ奮闘し、24年総選挙、25年参院選で与党を少数に転落させました。この運動は今日、「高市改憲、や、あらゆる改憲策動にたちむかい憲法をいかす運動として発展・継続しています。

国会に提出した改憲反対などの全国署名数 (2025年6月22日現在)

「戦争法廃止」2000万署名	1,318万 739人
憲法改憲反対署名 (安倍9条改憲NO! 3000万人署名、改憲発議反対全国緊急署名など)	1,359万2,947人
合計	2,677万3,686人

提供: 9条改憲 NO! 全国市民アクション事務局

虎視眈々と改憲狙う勢力の動き

Q6 参院選挙で改憲派が3分の2を維持しましたが、改憲への影響は？

A 改憲発議には衆参両院の3分の2以上の賛成での可決が必要であり、現状では困難です。

2024年10月の総選挙で、国民は裏金問題と与党の悪政に怒り、与党の過半数割れ、改憲派の3分の2割れへと厳しい審判を下しました。その結果、現状では改憲発議は困難な状態になりました。2025年7月の参議院選挙で、改憲派が3分の2を維持しても、改憲発議が難しい状態であることは変わりません。

また、衆・参院憲法審査会では、会長に

野党（立憲民主党）の議員が就いています。

しかし参院選で新日本憲法（構想案）を掲げる参政党、そして改憲推進の国民民主党の台頭で改憲派が勢いを増し、自民党と維新の会の連立政権ができたことで、改憲に向けて突き進むことが懸念される危険な事態となっています。

全国各地で「草の根」からの改憲反対の運動を広げることが急務となっています。

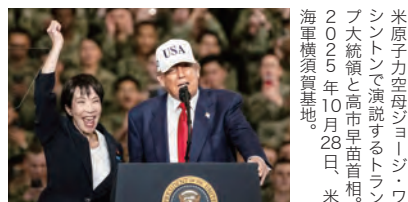
Q7 自民党は、「改憲4項目」を掲げてきましたが、いまはどんな改憲を狙っているのですか？

A 自民党の狙いは、憲法への自衛隊明記と緊急事態条項の創設です。

改憲4項目とは、(1)9条への自衛隊の存在明記、(2) 緊急事態条項の創設、(3) 参院選「合区」解消、(4)教育無償化・充実強化の4項目です。安倍晋三元首相が2017年5月の憲法記念日に9条改正を提起したことを受け、自民党憲法改正推進本部が議論を始め、2018年3月に「条文イメージ（たたき台素案）」を作成しました。

自民党の狙いは、4項目の中でも憲法への自衛隊明記と緊急事態条項の創設です。そして、憲法への自衛隊明記の狙いは集団的自衛権行使の全面実施です。

自民党は、その突破口として緊急時の議員任期延長改憲を掲げ、改憲派の公明党・維新の会・国民民主党・有志の会と改憲



写真提供：時事通信社

発議をめざしました。ところが、衆院と参院の憲法審査会での意見の違いが明らかになり、憲法改正実現本部の会議を重ね、改めて緊急事態条項（緊急政令）の創設と憲法への自衛隊の明記をめざすことを確認したものの、これもうまく行きませんでした。

しかし、参議院選挙で改憲派の参政党・国民民主党などが台頭するもとで、自

民・維新の連立政権が誕生し、高市首相は2025年10月24日の所信表明演説で、憲法改正について、「私が総理として在任している間に国会による発議を実現していく」と表明しました。維新との連立合意文

書では、自民・維新両党や憲法審査会に条文起草委員会を設置するなど踏み込んでいます。

こうした動きを踏まえ、草の根からの改憲反対の運動を広げていくことが重要です。

Q8 参院選挙で台頭した参政党はどんな改憲案を掲げていますか？

A 「天皇は元首」と宣言、「自衛軍」保持、人権尊重規定を消し去った「新日本憲法（構想案）」を掲げています。

参政党の新日本憲法（構想案）は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の憲法の3原理を否定し、国が主権を有し、天皇は「元首として国を代表」（第3条）し、元号は天皇が定め、国歌は君が代であると規定、22条では「統治は国體を尊重し」と明記、天皇主権国家をめざしています。

現行憲法の「戦争放棄」の章も存在せず、「国は、自衛のための軍隊（自衛軍）を保持する」（第20条）と明記し、海外での武力行使につながる集団的自衛権の行使も否定していません。

人権についても、「国民は、健康で文化的な尊厳ある生活を営む権利を有する」という規定があるだけです（第8条）。現行憲法にある個人の尊重、法の下での平等、表

現の自由や学問の自由など個別の権利は書かれていません。逆に「権理には義務が伴い」（第8条）と義務が強調されています。

さらに、「婚姻は、男女の結合を基礎とし、夫婦の氏を同じくする」（第7条）と夫婦同姓を憲法上強制し、同性婚を否定しています。

教育については「教育を受ける権理」には触れていないものの、その内容は、日本の「神話」や「修身」（戦前の道徳教育）を必修にし、「教育勅語など歴代の詔勅」や「愛国心」の尊重を義務付けるといふものです（第9条）。国民を侵略戦争に駆り立てた戦前の教育への反省はまったくありません。

※参政党はあえて「権利」ではなく「権理」を使っています。

参政党の新日本憲法（構想案）は「素人の案」「怪文書」、しかし…。憲法・政治学者批判

渡辺治氏は、戦後70件近い改憲案が出たが、国民主権の否定、人権条項を欠く案はなく、いずれも「平和主義」に言及している。ところが、参政党の案にそれらはなく、「戦後」を公然と否定した戦後初めての改憲案と批判。

また、清水雅彦氏は「ある意味、素人の案だ。政党が出すには、憲法の基本的な部分が分かっていない」。木村草太氏は「どちらかと言うと怪文書のようなものでして、あれを憲法とか憲法改正案だと思っている人はあまりいないと思いますね」と厳しい。

そして、小林節氏は「まともな検討の対象にもならない憲法案。とはいえ、国民民主、維新と連携して改憲発議の動きを誘発するかも。軽視できません」と述べている。

憲法改正の手続きは

Q9 国民投票など、憲法改正の手続きはどうなっていますか？

A 日本国憲法の改正手続に関する法律で定められています。

安倍元首相が憲法改正を急ごうと、強引に第96条の憲法改正手続きを具体化し、2007年5月18日に、「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」が公布されました。欠陥だらけの法律です。

国会議員（衆議院100人以上、参議院50人以上）の賛成により憲法改正案の原案が提出され、衆参各議院においてそれぞれの憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。

両院それぞれの本会議にて総議員の3分の2以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正案を発議し、国民投票に付されます。なお、投票の際に憲法の改正箇所が複数ある場合は、内容において関連する事項ごとに区分して扱われます。

国民投票の期日は、国会の発議後60日から180日以内に国会の議決した期日に行います。投票権者は、18歳以上の日本国民が、投票権を有するものとされています。

憲法改正の発議に際して、国会に、両議院の議員各10人で構成する国民投票広報協議会を設置し、国民投票公報の原稿の

〔参考〕国民投票法で定められている
憲法改正の手続き

憲法改正原案を国会に提出

- ①議員提出 衆院議員100人以上もしくは参院議員50人以上の賛成が必要
- ②衆参両院にある憲法審査会により提出

国会発議

衆参の憲法審査会で審査。衆参の各本会議で総議員の3分の2以上の賛成で可決し、国会が憲法改正案を発議（国民に提案）

国民投票

発議から60～180日以内に実施。
有効投票総数の過半数の賛成で承認

憲法改正

天皇が直ちに公布

作成等、国民に対する広報を行います。

投票の方式は、賛成するときは賛成の文字を、反対するときは反対の文字を○で囲むとされています。そして、賛成投票の数が有効投票総数（賛成投票数と反対投票数の合計数）の2分の1を超えた場合は、憲法改正について国民の承認があったものとされます。

それを受けて、天皇が直ちに公布します。

議し、国民投票で過半数の賛成が必要だと定めています。憲法は重要な法典なので、変えるには普通の法律よりも慎重な手続きを必要としています。安倍元首相は2012年、この96条の「3分の2」を「2分の1」に変えて、もっと簡単に改憲できるように画策しましたが、国民から「裏口入学」と強い批判を受け頓挫しました。

国民投票法には、テレビ・ラジオの勧誘CM規制がなく、インターネットでの有料CMは投票日前でも禁止されていません。また、公務員、教職員の国民投票運動が制限されます。

さらに、投票総数の2分の1で改正が成立するとし、最低投票率を規定していません。

Q11 憲法改正は食い止められますか？

A 改憲策動のたびに反撃する市民の共同、市民と野党の共同のたたかいで阻止してきた経験に学び、たたかえば阻止できます。

改憲派が衆参両院で3分の2を占めるもとでも、長年にわたり改憲発議を許していません。

第2次安倍政権が発足した2012年以降、安倍元首相は繰り返し改憲を推し進めようとしたましたが、7年8か月の在任期間中に明文改憲は議論することさえできませんでした。それは、改憲策動のたびに、これに反撃する市民のたたかいが広がり、それに後押しされた市民と野党の共同が効果をあげたからです。とりわけ、「安倍政権の下での憲法改悪反対」を掲げた3つの署名のとりくみは、反対の世論を広げ、野党共闘を強化する大きな役割を果たしま

した。したがって仮に50%の投票率だったとすると、有権者の20%台の賛成で成立してしまうことになります。また、発議してから60日～180日で国民投票を実施することも、国民が改正の是非を熟考する期間としては不十分です。

そして資金力によって投票が左右されるなど、問題を抱える欠陥法です。この間、公職選挙法並びに国民投票法改定が行われていますが、根本的な問題は放置されたままです。

このような国民投票法のもとで、「国民投票で国民の意思を示せばよいのではないか」と考えることは、きわめて危険です。何より発議させないことです。

した。このことは、安倍氏自身が辞任表明の際の記者会見で、任期中に改憲が実現できなかった理由について「世論が十分に盛り上がらなかった」と述べたことから明らかです。

このように、改憲を食い止めるためには、多くの国民が改憲、とりわけ9条改憲を望んでいないことを足がかりに、憲法を守りいかに運動と結んで、改めて9条改憲阻止の草の根のたたかいを作り上げることが重要です。またこの運動を広げることが「立憲野党」を励まし、後押しすることになります。その力によって市民と野党の共闘を全国各地で再構築することが重要です。

Q10 国民投票で改憲反対の意思を示せばよいのではないですか？

A CM規制・最低投票率規定などがないままの国民投票法では、正しく民意を示せません。何より、改憲発議させないことです。

憲法96条は憲法改正の手続きについて、衆参両院の3分の2以上の賛成で発

急激な大軍拡・戦争する国づくりは許せない

Q12 防衛費がGDP比2%43兆円へと大幅に膨張したとされていますが？

A 防衛費（以下、軍事費）がGDP比2%に。さらに米国から3.5%まで引き上げる要求も。

2015年9月19日未明に安保法制（戦争法）が強行採決され、日本は憲法9条が禁止する集団的自衛権の行使を容認して、「戦争ができる国」になってしまいました。さらに政府は、2022年12月16日に国の安全保障政策の方針を決める「安保関連3文書（安保3文書）」の改定を閣議決定して、先制攻撃に使われる敵基地攻撃能力の保有を認めるなど、「戦争ができる国」から「戦争をする国」に作り変えようとしています。

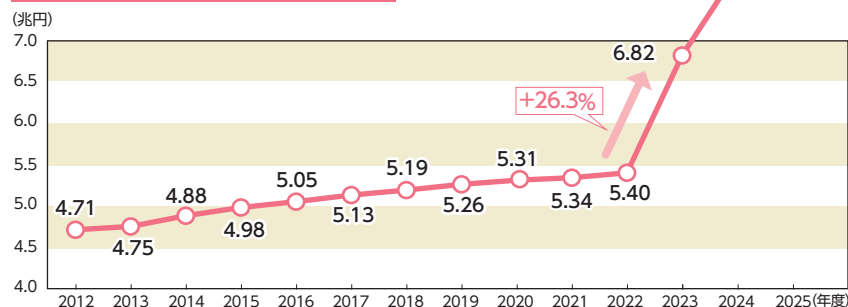
改定された安保3文書では、2023年度から2027年度の5年間で軍事費を総額43兆円にすることが定められました。これにより2023年度以降防衛費は激増し、5年間で43兆円よりもっと高額になるとされています。2028年度以降に支払う予定の軍

事ローン（後年度負担）が約16兆円もあり、合計で60兆円近くにもなります。さらに、自民党と日本維新の会の連立政権合意書には、安保3文書の「前倒し」改定が明記されており、高市首相は所信表明演説で安保3文書を2026年末までに再改定し、27年度とした軍事費GDP比2%は今年度中に実施すると明言しました。これは、GDP比3.5%への増額というトランプ米政権の要求に応えようとするものに他なりません。

GDP比3.5%になると単純計算で軍事費が年間20兆円を超えることを意味します。

このように軍事費を増大させることは、憲法改正への動きを強めることにもつながり、危険な動きといえます。

防衛（軍事）予算の推移（当初予算）



資料：防衛省「令和5年度予算の概要」をもとに作成

Q13 軍事費が増大することで国民生活への影響はどうなりますか？

A これまで以上の大軍拡が進む一方で福祉予算の削減や増税が推進され、国民生活がますますひっ迫することは明らかです。

軍事費が膨張すれば、その分社会保障関係費などの国民生活を支えるための支出が圧迫されます。そのしわ寄せは、私たちの生活に大きく影響します。2023年度以降、政府は増大した軍事費で高価な装備品を大量に購入したり、多額の資金を投じて数多くの防衛関係施設の整備を行ったりしていますが、その一方で新たに創設された「子ども・子育て支援金」には

公費を充てることはせず、医療保険の保険料増額で賄おうとしています。

それだけでなく、膨張した軍事費の財源確保のために増税も予定されています。改定された安保3文書では軍拡増税のことまで決められていて、これまで先延ばしにされていた所得税などの増税がいよいよ実施される見込みです。軍拡増税によって国民生活は苦しくなる一方です。

Q14 どうして米国の要求を拒否せず、日本政府は従ってしまうのですか？

A 日米安保条約に基づいて日米の軍事一体化が押し付けられているからです。

日本政府が米国の要求を拒否できない背景には、米国言いなりの政治を推進して、日米安保条約や累次の日米ガイドラインのとり決めによる日米の軍事一体化があります。安保条約第3条には、「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を…維持し発展させる」と日本の軍備増強を義務付ける規定があり、米国は自衛隊の強化や軍事費の拡大を要求しています。また第5条では共同作戦条項が定められ、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」には、「共通の危険に対処するように行動する」ことが決められています。さらに第6条では、米軍が日本の施設や区域を自由に使用できることが取り決められていて、日本国内の米

軍関連施設は130以上にのぼります。

高市首相は安倍首相の後継者であると自任し、所信表明直後の10月28日の日米首脳会談で「日米同盟の新たな黄金時代をともに作り上げたい」「主体的に防衛力を強化し、軍事費の増額に引き続き取り組んでいく」と述べ、トランプ氏も「日本は最も重要な同盟国」「日本にとって必要な時は、いつでも助けになる」と応じています。首相は国連憲章・国際法に基づく国際秩序を平気で踏みしめるトランプ大統領につき従い、さらなる大軍拡に突き進むことを表明しました。

日米安保条約や地位協定の見直しなど日米関係の見直し、米国言いなりの政治を止めさせることが一番の近道です。

Q15 増額した軍事費は何に使われていますか？

A 防衛省が示した2026年度の防衛費（軍事費）概算要求額は過去最高の約8兆8,000億円です。

このうち敵基地攻撃能力につながる長射程ミサイルなどのスタンドオフ防衛能力強化に1兆246億円が計上されています。防衛省は8月29日に長射程ミサイルの全国配備計画を発表し、陸上自衛隊健康駐屯地（熊本市）、富士駐屯地（静岡県小山町）など国内6基地へのミサイル配備計画を明らかにしています。ミサイルの配備先は今後も拡大される見込みです。全国にミサイルが配備されればそこが標的になることは明かです。

また防衛省は米国製の長距離巡航ミサイルのトマホーク約400発を取得することを開始し、トマホーク発射機能を追加するため、既存の海上自衛隊イージス艦の改修費も概算要求で計上しています。

さらに政府は安保3文書による大軍拡を推し進めるために「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」を設置し、大軍

拡の具体化を進めようとしています。有識者会議の提言（2025年9月19日）では、抑止力・対処力のさらなる強化が喫緊の課題であるとして、ドローン兵器などの無人アセットやVLS（垂直発射装置）潜水艦の導入を提言。さらに防衛装備だけでなく、戦前さながらの国営工廠の導入や軍事技術における産官学の連携などにも言及され、それだけでなく日米安保体制の強化や防衛装備移転を積極的に進めることも提言されています。憲法が守ってきた平和主義がここまで破壊されようとしているのです。

こうした日本国憲法を踏みにじり、敵基地攻撃能力を持つような防衛方針を掲げ、戦争をする国づくりをめざし、大軍拡へと突き進む政府を打倒する運動が今こそ必要です。



2025年10月8日（水）石川憲法会議等がとりくんだ「第213回目の怒りの昼デモ」（毎月第一水曜日の昼に実施）、金沢市内。

Q16 中国が台湾を武力統合し日本にも攻めてくるとは本当ですか？それは避けられますか？

A 中国と台湾の衝突に日本が関与しなければ日本が中国から攻撃されることはないでしょう。

日本政府は、数年以内に中国が台湾を武力で統合する危険がある（台湾有事）から、2022年末の安保3文書で「敵基地攻撃能力の保有」に踏み切ったと主張しています。そして、中国本土への攻撃が可能な長距離ミサイルを、南西諸島を中心に、実は日本全土にわたって、弾薬を含むミサイル配備が急速に進んでいます。

「台湾有事」の話は、2021年3月にアメリカのインド太平洋軍司令官が、2027年までに中国が台湾に武力侵攻する危険があると具体的根拠も示さずに発言したことにはじまります。それを受けて翌月、当時の菅義偉首相とバイデン大統領が、「台湾海峡の平和と安定の重要性」を強調する共同声明を発表しました。こうした経過をみると、「台湾有事」という話がアメリカのアジア戦略の一環として根拠なしに作り出された疑いが強く、そのための軍備拡張には次のような問題点が指摘できます。

第1に、中国政府は近年中に台湾を武力統合するとの方針で準備を進めている事実はありません。

第2に、仮に、中国が武力統合に踏み切った場合、日本、または日本に軍事基地を置くアメリカが、台湾を軍事支援し中国と戦えば、中国は日本全土にわたって攻撃し、日本は壊滅的な被害を受けるとでしょう。高市首相の「存立危機事態として自衛隊出動」の発言（2025年11月7日衆



東京新聞(2025年5月12日)

院予算委)こそ問題です。

第3に、近年の日本の対中国輸出入額は貿易総額のほぼ4分の1に達しています。アメリカの中国からの輸入額も同様です。戦争で貿易が途絶すれば日中米三国とも経済が破滅します。それでも日米中は戦争するのでしょうか。

第4に、日中間では1972年の国交正常化以来、1978年の日中平和友好条約、1998年の日中共同宣言、2008年の日中共同声明で、繰り返し平和共存、内政不干渉を約束し続けています。ですから、この約束を互いに守り、戦争を避けて外交で平和を守るほうがはるかに現実的で賢明な選択といえるでしょう。

Q17 戦争で他国に勝てる軍備を持てば 日本の平和は守れるのですか？

A 平和を守る道は軍備拡張競争ではなく、
争いを話し合いで解決する道を世界に広げることです。

他国が日本を攻撃するのをあきらめるほどの軍備を持てば、日本を守ることができる、というのが今の政府など軍備拡張を主張する人々の考えです。

では、どのくらいの軍備を持てば、他国が日本への攻撃をあきらめるのでしょうか。そのラインは軍拡競争で常に上昇し続け、限界はありません。しかも兵器の破壊殺傷能力は、核兵器も含め上昇し続けていますから、過去の戦争とは全く違い、全世界が絶滅しかねないものになっています。

しかも軍備拡張に税金をつぎこめば、増税せざるを得ず、国民の命を守り暮らしを豊かにすることもできなくなります。軍拡競争で平和を守ることではできません。

平和を築き守る道は、軍拡競争ではな

く、対立と争いを話し合いによって解決するやりかたを世界中に広げることしかありません。そのことこそ日本国憲法の考え方の基本です。

その考え方に基づく平和の実現は、現に東南アジアで、東南アジア諸国連合(ASEAN)がその道を開きました。ASEANはさらに、日本も含むアジアのほぼすべての国々とアメリカも含む世界各地の諸国も加盟する東南アジア友好協力条約(TAC)の締結を呼びかけ実現し、1988年以後、緊張や対立はあっても国家間の戦争のないアジアを35年以上にわたってつくってきました。

戦争放棄の憲法を持つ日本こそ、憲法9条をいかした外交、話し合いで世界と日本の平和をつくる先頭に立ちましょう。



提供：教育子育て九条の会

ASEAN加盟国（緑色）
ASEAN加盟国以外の東南アジア友好協力条約（TAC）加盟国（ピンク）
他にヨーロッパも含む世界各地の国々も参加している。

Q18 なぜ日本は戦後80年間戦争に直接参加しないのですか？

A 憲法9条を守りいかにして、
戦争を拒み平和を求めてきた国民の世論と運動があったからです。

第二次大戦後の80年間、一度も戦争に参加しなかった国が、アイスランド、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、ブータン、サンマリノ、そして日本の9カ国といわれます。ただし日本は、朝鮮戦争やベトナム戦争で米軍に軍事基地を提供しさまざまな後方支援を行って戦争に協力し他国の人命を奪うことに加担してきました。けれども日本の自衛隊員が海外で直接戦闘に参加して他国人を殺傷したり、日本人が戦死したりすることはありませんでした。

ベトナム戦争では韓国や東南アジアの多くの国がアメリカと軍事同盟を結び参戦しましたが、日本は自衛隊員を派遣し参戦することは断りました。1990年代以降には、自衛隊の海外派兵を認める法律が次々と制定されましたが、憲法9条の制約があったので、外国軍との戦闘に直接参加することは避けてきました。

それができたのは、憲法9条があり、日米安保条約のもとにあっても、アメリカとの共同軍事行動に反対し、9条に基づいて平和外交を進めることを求め続けてきた日本国民の世論と運動の力があったからです。原水爆禁止運動、ベトナム反戦運動、沖縄返還運動、基地反対闘争、九条の会の運動、2015年以降の戦争法反対の市民と野党の共闘などが、政府与党を抑えてブレーキをかけ続けてきた結果です。

憲法9条を持つ日本はどこも攻撃することはないはずとの国際的信頼を得ていたからこそ、日本は戦争になるような敵国をつくらず、9条のおかげで戦争のない80年間をすごすことができたのです。

憲法9条を生かした平和外交の実践こそが、日本の平和で豊かなくらしを守る唯一の道ではないでしょうか。みんなで力を合わせ、その道を歩み続けましょう。



写真提供：共同通信社（提供元：ゲッティ）

2025年10月29日、停戦発効後のイスラエルの攻撃により破壊されたガザ市の街。

● 改憲でなく、憲法をいかすとりくみを

憲法9条、13条

平和でこそ商売繁盛 戦争準備より安心・安全な暮らしを

日本国内の米軍基地の7割が沖縄に集中し、「基地あるがゆえ」の事件や事故、米軍による性犯罪が何度も起きています。さらに、辺野古新基地建設を強行し、南西諸島には自衛隊基地配備を強化し、米国言いなりの戦争準備を進めています。

政治の役割は、故・菅原文太さんが言ったように「国民を飢えさせないこと。最も大事なものは、絶対に戦争をしないこと、です。戦争のためではなく、国民が安心・安全に暮らせる世の中をつくるべきです。

商売は、平和でなければできません。額に汗して働く私たちが安心して働ける環境だからこ

全国商工団体連合会 沖縄・北那覇民商会長 リフォーム業 西中間 武海



営業で自社の資料を配りながら対話する西中間会長。

そ、良い商品や良いサービスを提供できます。いまやるべきことは、子どもや孫たちの将来のために、戦争のない平和な社会をつくることです。

憲法26条

「教え子を再び戦場に送るな」 子どもと教育と平和を守ろう

大日本帝国憲法と教育勅語のもと、戦中の教員は「神の国が負けるわけがない」「天皇のために命を捧げることは尊い」と国家主義を刷り込み、教え子を戦地に送り出し、たくさんの青年や子どもたちが尊い命を落としていきました。軍国主義に加担し、子どもたちを扇動してしまった悔恨を胸に刻み、二度と同じ過ちを繰り返さないと決意を込め、1951年にこのスローガンは生まれました。

そして現代、「安保3文書」には「我が国と郷土を愛する心を養うこと」という記述がされ、さらに、2020年度から教育予算より防衛予算の額が上回り、今やほぼ2倍に膨張しています。自衛隊が学校の「総合的な学習の時間」などの教育活動に入りこんで広報活動しています。ま

た教室は外国にルーツのある子どもたちと学び合う環境にあります。政治家が外国人排斥に躍起になって対立心を煽り、分断を生んでいます。

武力で平和がもたらされた国はありません。世界平和の実現のために自分にできることを考え、意見を述べ合い、他者を尊重する教育がますます重要になっています。戦争する国づくりに抗し、憲法をいかす社会のために共闘を進めていきましょう。

全日本教職員組合 村田 信子



防衛省が全国約2400の小学校に配布した子ども版「防衛白書」。

各団体や青年たちが憲法を守り・いかす活動にとりくんでいます。

憲法25条

無差別・平等の医療と福祉の 実現をめざして

日々報道されているように、今、地域の医療機関・介護事業所の経営状況・人材確保は困難を極めています。過去にないほど多くの医療機関・介護事業所が倒産し、「ある日突然地域から病院がなくなる」危機が現実化しています。

その原因は医療や介護にかかる予算を抑制し続けてきた政治のあり方にほかなりません。「価格に転嫁」と言われても、検査代や治療費、利用料の基準（診療報酬・介護報酬）は国が決めているため、各医療機関や介護事業所が勝手に変えることはできません。診療に必要な材料費や各種経費などが物価高騰の影響で値上がりすれば、それは直接的に医療機関の経営を圧迫します。職員の給料を上げたくても、診療報酬や介護報酬が上がりなければ、

できません。

コロナ禍以前から、医療機関・介護事業所の運営は厳しいものがありましたが、この間の悪化は激しいものがあり、地域の医療機関の倒産は憲法で保障されている「受療権」の危機です。

私たち全日本民医連は、地域医療の崩壊をくい止めるための「緊急行動」を提起し、全国の医療機関や住民の皆さんに、宣伝と署名行動をお願いしています。

全日本民主医療機関連合会 医療部担当常駐理事 徳山 通



憲法14条・24条

「私の生き方は私が決める」 選択的夫婦別姓、ジェンダー平等実現を

2025年6月、多くの女性たちが待ち望んだ選択的夫婦別姓導入のための民法改正案が国会で審議入りしました。1996年に法制審議会が民法改正要綱を答申して以来、実に28年ぶりのことでした。選択的夫婦別姓を望む声と運動は

広がり、地方議会でも意見書採択が進みました。経団連も提言を発表し導入を求めています。

憲法14条、24条に照らせば姓の選択は各人の基本的な人権であり、個人の尊厳の問題です。いま、夫婦別姓に反対の高市首相などが「家族の絆が壊れる」など家父長的考えに基づくバックラッシュも強まっています。家族の形態や多様性が求められるなか、選択肢が広がることはだれもが生きやすい社会となることです。ジェンダー平等へ大きく踏み出しましょう。一緒に国会を動かし選択的夫婦別姓を実現していきましょう。



写真提供: しんぶん赤旗

「ウィメンズアクション」な！総がかり行動実行委員会。2025年10月21日東京。

婦人民主クラブ 山田 博子

被爆者にとっての日本国憲法



写真提供：日本被団協

2022年8月24日、ウクライナにロシア軍が侵略を開始してから6カ月を迎えた。軍の侵攻を命じたプーチン大統領も侵略を受けたウクライナのゼレンスキー大統領も、国連憲章に反するロシアの暴挙を非難しウクライナを支援する北大西洋条約機構（NATO）加盟国や多くの国々も、これほど長引くとは想定しなかったに違いない。

ウクライナ、ロシア側双方のいずれのメディアにも報道される被害は、無差別攻撃でもない大小ミサイル攻撃が主で、兵士や市民の殺傷の映像は報道されない。77年前の8月に原子爆弾の攻撃を受けた原爆被爆者からみると、プーチン大統領が核兵器の使用もほめかす威嚇を行ったにもかかわらず、双方の攻撃の破壊と殺りくは核兵器以外の兵器による被害としても想像以上に小さく感じられる。女性や子供の多くは国外や国内の避難場に避難する時間が与えられていたようだ。破壊と殺りくはウクライナ国内での戦闘に限定されているためだろうか。しかし、まだ大戦争になる危機がなくなっているのではない。

戦争は職業的戦闘員（兵士）によって戦われるものでないことは、ウクライナの若い男性は国外への脱出が禁じられていることにも示され

ている。日本のように避難できるような国境を接した隣国がない国としては市民もすべてが戦争員にならざるを得ないだろう。このことを回避するには国家間の紛争はすべて外交交渉によって解決する以外にない。これらのことを明記した日本国憲法前文の精神と戦力の不保持を定めた憲法第9条によらざるを得ないことが自明となるだろう。

日頃から「国の安全保障」といわれるときの「保障すべき安全の対象は何か」をきちんと考えておかなければならない。総理大臣や政府は「国民の安全と安心」のためといっている。「国の経済と秩序」ともいっている。戦争を通しての安全とは何か、破壊や殺りくに直面しているの安心などありうるだろうか。近隣諸国からの脅威をいわずに喧伝し、軍事大国を目指そうとする政府や産業界の意図を見抜くことがもてめられている。

先の大戦で国家の犠牲となった数百万の市民の犠牲で生み出されたのが、日本の平和憲法ではなかったのか。にもかかわらず、これらの市民の犠牲に対して国は何らの償いをしていないどころか、その憲法を戦争ができるように変えようと躍起になっている政府・与党の方針を改めさせる行動を一層大きく広げていきたい。

原爆被爆者 田中 熙巳

（日本被団協・田中熙巳さんのご協力で前号の憲法パンフレットの記事を再掲します）

「核兵器も戦争もない世界を」日本被団協にノーベル平和賞 受賞演説する代表委員の田中熙巳さん。2024年12月10日、ノルウェー・オスロ。

えん罪被害者を救済する再審法改正

近年、冤罪事件では、袴田事件や、福井女子中学生殺人事件などの冤罪犠牲者を救援し無罪判決を勝ちとっています。再審（誤った裁判のやり直し）を求める活動で、法律の不備が切実な課題として直面したことから、憲法が掲げる裁判を受ける権利を再審でも確立させるため、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める活動を強化しており、地方議会から法改正を求める意見書採択を全国各地で進めています。

同時に、国会議員にも働きかけを強めています。また、日本弁護士連合会や各地の弁護士会が独自行動や国民救援会などとの共同が広がっています。世論と運動の高まりのな



再審法改正市民集会でアピールする参加者。2025年5月26日、東京・文京シビックホール。

か、25年6月超党派議連の改正案が国会に提出・継続審議となっており、議員立法での早期改正に向けて運動を広げています。

日本国民救援会 事務局長 岸田 郁

「いのちのとりで裁判」のたたかい

国は、2013年から2015年の3年間で、生活保護の生活扶助基準に対し平均6.5%、最大10%、670億円の大幅な引き下げを強行しました。これに対し全国の生活保護利用者が原告（約7割が全国生活と健康を守る会連合会〈全生連〉の会員）となり、自治体・国を相手に十余年の裁判をたたかい、2025年6月27日、最高裁判所で歴史的な大勝利判決を勝ち取りました。

全生連は、「生活保護法」は「憲法25条」を基にして作られた法律であるため「違憲訴訟」という名称でたたかいましたが、判決は「憲



写真提供：朝日新聞社

法違反ではなく、生活保護法違反（違法）」にとどまりました。国は判決後3カ月弱が経過しても謝罪をしていません。全生連は、一刻も早い謝罪、回復を求めて運動を進めています。

全国生活と健康を守る会連合会 事務局長 西野 武

生活保護引き下げ訴訟の上告審弁論のため、最高裁に向かう原告や弁護団ら。2025年5月27日、東京。

最低賃金のたたかい 最低賃金全国平均 1,000 円超す

この間の生計費調査では、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」のためには、どの地域でも時給で1,700～1,800円は必要との結果が出ています。2025年の最低賃金は初めて全都道府県で1,000円を超え、加重平均で1,121円となりました。

全国一律最低賃金・いますぐ1,500円を求める全労連・国民春闘共闘の運動が、この到達点を築いた原動力なのは確かです。しかし課題も残ります。10月1日の発効日を「準備に時間を要する」などの理由で、最大で半年近く遅らせる自治体が出ています。

最低賃金法は「これ以下の賃金で労働者を



最低賃金全国一律 1,500円以上実現共同アクションの厚生労働省前宣伝、2025年7月22日。

働かせてはならない」との主旨であり、半年も違法状態が放置されることになります。憲法を労働者の生活にいかすたたかいを強める必要があります。

全国労働組合総連合 副議長 石川 敏明

青年たちのとりくみ

若い仲間と憲法を語ろう～「憲法トーク」のとりくみから

憲法会議が結成60周年記念行事の一つとして実施した「憲法トーク」では、20歳代・30歳代の若いメンバーが日本国憲法の3つの基本原理をテーマに、3回にわたってトーク。その様子をYouTubeで動画配信しています。

国民主権では「選挙の意義や公務と憲法」、基本的人権の尊重では「賃金や学費などの身近な要求から見た権利」、平和主義については「対話することの重要性」が語られ、「憲法は国民が使うもの」がキーワードになりました。



▲第1回
国民主権



▲第2回
基本的人権の尊重



▲第3回
平和主義

憲法会議は



これからも「憲法のじゅうりん許さず、 憲法を守りいかす『憲法運動』」に邁進します。

憲法会議は1965年3月6日、末川博、鈴木安蔵、田畑忍ら憲法学者や、大西良慶（清水寺貫主）、羽仁説子（評論家）など各界著名人33氏の呼びかけで結成されました。前年64年7月、内閣憲法調査会がまとめた憲法改正の報告書とそれに基づく改憲策動に対峙することがきっかけでした。

憲法会議は結成以降、「日本国憲法のじゅうりに反対し、民主的自由を守り、平和的・民主的条項を完全に実施させ、憲法の改悪を阻止すること」を目的に、「共同行動を重視」して運動を進める（憲法会議「規約」から）として、全国各地の憲法会議、団体、市民とともに、60年間運動を続けてきました。

長年、自民党政権のもとで、衆・参両院で改憲勢力が改憲発議に必要な3分の2の議席を占めるもとで憲法会議は、憲法共同センター、総がかり行動実行委員会、全国市民アクションに結集し、九条の会とも連携し、市民と野党の共同で改憲発議を許していません。

歴代自民党政権の明文改憲の企みを、憲法自体が国民の中に定着していることと、改憲に反対する国民の世論と運動でことごとく阻んできました。自民党が、3分の2を確保するために小選挙区制を導入しようとしたとき、「4割の得票で8割の議席が獲得される小選挙区制」と暴いたのも憲法会議です。

アメリカに付き従い、財界・大企業中心の自民

党政治のもとで憲法が徹底してじゅうりんされ、究極の解釈改憲、集団的自衛権行使容認、敵地攻撃能力の保持、「米艦防御」や長距離ミサイルの全国配備などが進められています。くらしの問題でも生活保護の基準引き下げを平然と強行し、世論と運動の結果でもある違法との最高裁判決が下されても謝罪も是正もしないありさまです。

自民党は、憲法と矛盾するこうした現実をかえるのではなく、憲法を変える策動（明文改憲）を謀り、自民と維新の連立政権の誕生で新たな段階を迎えています。それは、安倍改憲を引き継ぐ高市氏とともに改憲を主張する諸党による「反動ブロック」のもとで「高市改憲」の危険が現実のものとなっているからです。

しかも、連立合意文書は、反対する国民の声を締め出す国会議員・比例定数の削減や、国民を監視下におき、もの言わぬ国民に仕立てあげるスパイ防止法制定強行の日程まで示されています。

憲法会議は、憲法を守りいかすために、「反動ブロック」に正面から対決し、くらし、平和、民主主義を擁護・発展させる「新しい国民的・民主的共同」の一翼を担う決意です。

戦争か平和かの岐路に立たされているいま、「憲法のじゅうりん許さず、憲法を守りいかす『憲法運動』」の正念場、共同を広げ、憲法運動を進める時、憲法会議の出席と自覚し全力をあげます。